

※ 各評価項目に対する総合評価加算点等算出資料申請書への記載に当たっては、資料作成時の留意事項をよく読んでください。

総合評価に関する事項

委託業務名 R5都市 盛土規制法に基づく基礎調査等業務（2）
路線名等 徳島県全域
委託業務箇所 徳島市他

第1 総合評価に関する基準

この委託業務の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

I 企業の技術力等

1 同種業務（過去3年間）の実績

評価基準	配点
過去3年間に同種業務の実績が10件以上ある者	10
過去3年間に同種業務の実績が5～9件ある者	5
上記以外の者	0

2 品質管理・環境対策

評価基準	配点
ISO9001, ISO14001のいずれかを認証取得済又はエコアクション21を認証登録済の者	5
上記以外の者	0

3 地域精通度

評価基準	配点
徳島県内に主たる営業所（本社・本店）がある者（徳島県内在住の管理技術者を配置できる場合に限る。）	20
徳島県内に年間受任者となっている支店・営業所がある者（徳島県内在住の管理技術者を配置できる場合に限る。）	10
上記以外の者	0

Ⅱ 配置予定技術者の技術力

1 管理技術者

(1) 保有資格

評 価 基 準	配点
技術士，空間情報総括監理技術者又はA P E Cエンジニア認定者	5
上記以外の者	0

(2) 継続的学習状況（C P D）

評 価 基 準	配点
過去6年間の有効取得単位数が100ユニット以上の者	5
過去6年間の有効取得単位数が50ユニット以上の者	3
上記以外の者	0

(3) 同種業務（過去3年間）の実績

評 価 基 準	配点
過去3年間に同種業務の実績が3件以上ある者	10
過去3年間に同種業務の実績が2件ある者	5
上記以外の者	0

2 担当技術者

(1) 保有資格

評 価 基 準	配点
技術士，空間情報総括監理技術者又はA P E Cエンジニア認定者	2
R C C M	1
上記以外の者	0

(2) 継続的学習状況（C P D）

評 価 基 準	配点
過去6年間の有効取得単位数が100ユニット以上の者	2
過去6年間の有効取得単位数が50ユニット以上の者	1
上記以外の者	0

(3) 同種業務（過去3年間）の実績

評 価 基 準	配点
過去3年間に同種業務の実績が3件以上ある者	4
過去3年間に同種業務の実績が2件ある者	2
上記以外の者	0

(4) この部門の経験年数

評 価 基 準	配点
この部門の業務に関し，3年以上の経験年数を有する者	2
この部門の業務に関し，2年以上の経験年数を有する者	1
上記以外の者	0

第2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対して、以下により算出された総合評価点をもって総合評価する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

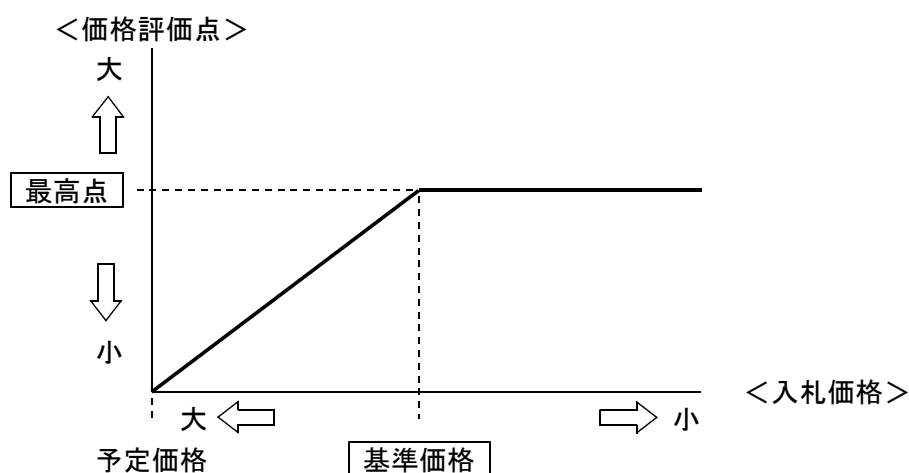
① 価格評価点の算出方法

価格評価点は次式により算出し、計算値を小数点以下第5位で四捨五入して、小数点以下第4位止めとする。

なお、価格点の配分点は、50点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点の配分点} \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{基準価格})$$

ただし、入札価格が基準価格を下回る場合の価格評価点は、50点とする。



② 技術評価点の算出方法

技術評価点は次式により、「第1 総合評価に関する基準」の評価項目を評価基準に従って評価して求めた技術評価の得点合計から算出し、計算値を小数点以下第5位で四捨五入して、小数点以下第4位止めとする。

なお、技術点の配分点は、50点とする。

$$\text{技術評価点} = \text{技術点の配分点} \times (\text{技術評価の得点合計} / 65 \text{点 (技術評価の配点合計)})$$

第3 基準価格の算定

基準価格（税抜き）は、次式により算出する。

なお、基準価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

$$\text{基準価格} = \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.48$$

※ただし、上記の式により算出した基準価格が予定価格の10分の8を超える場合は10分の8を、3分の2に満たない場合は3分の2を基準価格とし、千円未満を切り捨てるものとする。

資料作成時の留意事項

次の事項に注意して、総合評価加算点等算出資料申請書を作成すること。

I 企業の技術力等

記載事項	内容等に関する資料作成時の留意事項
1 同種業務 (過去3年間) の実績	① 同種業務とは、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した盛土規制法に基づく基礎調査業務又は大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインに基づく変動予測調査の第一次スクリーニング若しくは第二次スクリーニング計画の作成業務である。 ② 過去3年間の実績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前3か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡しが完了した業務をいう。 ③ 業務委託料が1件1百万円以上の業務を対象とする。
2 品質管理・ 環境対策	① IS09001, IS014001, エコアクション21のいずれかを取得（登録）している場合に評価する。 ② この業務の入札公告日において、有効期限切れのものは評価対象外とする。ただし、更新手続き中であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合はこの限りでない。
3 地域精通度	① 徳島県内に主たる営業所（本社・本店）又は支店・営業所がある場合に評価する。 ② 加算対象とするのは、この業務の入札公告日時点で徳島県内に6か月以上在住し、住民登録されている管理技術者をこの業務に配置できる場合に限るので、注意すること。

Ⅱ 配置予定技術者の技術力

1 管理技術者

(1) 保有資格	① 配置予定管理技術者の保有する資格について評価する。 ② 技術士は、技術士法による二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「河川，砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設－河川，砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）とするものに合格し，同法による登録を受けている者に限る。 ③ 空間情報総括監理技術者は，公益社団法人日本測量協会が認定する資格を有する者に限る。 ④ A P E Cエンジニア認定者は「Civil」又は「Structural」分野に限る。
(2) 継続的学習状況 (C P D)	① 配置予定管理技術者が取得したC P Dの有効単位数を評価する。ただし，社内研修によるユニット数は含まないものとする。 ② この業務の入札公告日の属する年度の直前6か年度及びこの業務の入札公告日までに取得したユニット数を対象とする。
(3) 同種業務 (過去3年間) の実績	① 同種業務とは，国，地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した盛土規制法に基づく基礎調査業務又は大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインに基づく変動予測調査の第一次スクリーニング若しくは第二次スクリーニング計画の作成業務である。 ② 過去3年間の実績とは，この業務の入札公告日の属する年度の直前3か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し，引き渡しが完了した業務をいう。 ③ 業務委託料が1件1百万円以上の業務を対象とする。 ④ 配置予定管理技術者が，管理技術者又は担当技術者として従事した業務の実績を対象とする。

2 担当技術者

管理技術者以外の担当技術者を評価する。

(1) 保有資格	① 配置予定担当技術者の保有する資格について評価する。 ② 技術士は、技術士法による二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「河川，砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設－河川，砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）とするものに合格し，同法による登録を受けている者に限る。 ③ 空間情報総括監理技術者は，公益社団法人日本測量協会が認定する資格を有する者に限る。 ④ A P E Cエンジニア認定者は「Civil」又は「Structural」分野に限る。 ⑤ R C C Mは，R C C M資格試験（専門とする部門を「河川，砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）に合格し，登録証を受けた者に限る。
(2) 継続的学習状況 （C P D）	① 配置予定担当技術者が取得したC P Dの有効単位数を評価する。ただし，社内研修によるユニット数は含まないものとする。 ② この業務の入札公告日の属する年度の直前6か年度及びこの業務の入札公告日までに取得したユニット数を対象とする。
(3) 同種業務 （過去3年間） の実績	① 同種業務とは，国，地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した盛土規制法に基づく基礎調査業務又は大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインに基づく変動予測調査の第一次スクリーニング若しくは第二次スクリーニング計画の作成業務である。 ② 過去3年間の実績とは，この業務の入札公告日の属する年度の直前3か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し，引き渡しが完了した業務をいう。 ③ 業務委託料が1件1百万円以上の業務を対象とする。 ④ 配置予定担当技術者が，担当技術者又は管理技術者として従事した業務の実績を対象とする。
(4) この部門の 経験年数	① 経験年数とは，配置予定担当技術者が，この業務の入札公告日までに担当技術者又は管理技術者として，業務に従事した年数の合計をいう。 ② 業務は，国，地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した1件1百万円以上の「河川，砂防及び海岸・海洋」部門の盛土規制法に基づく基礎調査業務又は大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインに基づく変動予測調査の第一次スクリーニング若しくは第二次スクリーニング計画の作成業務を対象とする。